

## 栗東市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき執行した公の施設の指定管理者監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和5年11月7日

栗東市監査委員 大橋 慎一  
栗東市監査委員 三木 敏嗣

### 公の施設の指定管理者監査の結果

#### 第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規程による公の施設の指定管理者監査

#### 第2 監査の対象

栗東市立森林体験交流センター（森遊館）  
指定管理者 一般社団法人 栗東市観光協会

#### 第3 監査の期間

令和5年8月18日から令和5年8月31日まで

#### 第4 監査にあたった監査委員

大橋 慎一 ・ 三木 敏嗣

#### 第5 監査の方法

公の施設の令和4年度指定管理に係る出納その他の事務が、法令等に従い適正かつ効率的に執行されているかどうか、また、指定管理者制度の目的に沿った運営がなされているかどうかを主眼に実施した。

監査にあたっては、監査対象団体及び所管部署から関係書類の提出を求め、事務局職員が関係書帳簿および証拠書類との照合等により行った事前監査結果も踏まえ、監査対象団体に出向き、関係者から説明を求めるなどにより実施した。

#### 第6 監査の着眼点

監査は、次の着眼点により実施した。

指定管理者関係

- (1) 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

- ア 普通地方公共団体や市長等との協議、通知、各種報告は協定等どおりなされているか。特に、協議、承認なく処理しているものはないか。
  - イ 協定等の内容に反する第三者への委託を行っていないか。
  - ウ 管理に関する経費の請求、受領は協定等どおりなされているか。
  - エ 事業報告書の提出は期限内になされているか。
  - オ 事業報告書は適正に作成されているか。(管理業務の実施状況及び利用状況、料金収入の実績や管理経費の収支状況等)
  - カ 経費節減は図られているか。
  - キ 住民の平等利用は確保されているか。
- (3) 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。
- ア 利用料金はあらかじめ承認を得ているか。
  - イ 利用料金の収納は適正に行われているか。
  - ウ 利用料金は、管理経費に充当され適正に運用されているか。
- (4) 利用促進のための努力はなされているか。
- (5) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (6) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- (7) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

## 第7 指定管理の概要

(1) 指定管理者名称

一般社団法人 栗東市観光協会

(2) 指定の意義

中山間地の森林資源を活かし、林業体験活動等を通じて、山村地域社会における農山村と都市の人々との交流を深めるとともに、地域林業者の就労機会の拡大により経営基盤の安定化と地域林業の活性化の促進に寄与するものとする。

(3) 業務の範囲

主たる業務

- ア 施設の受付、案内に関する業務
- イ 施設の利用の許可（取り消しを含む）に関する業務
- ウ 施設の利用料の徴収に関する業務
- エ 施設の利用に伴う備品類の貸出しに関する業務
- オ その他施設の設置目的を達成するために必要な業務

その他の業務

- ア 施設及び設備の保守点検及び管理に関する業務
- イ 施設の清掃に関する業務

- ウ 敷地内の清掃等に関する業務
- エ 備品類の管理・調達に関する業務
- オ 保安警備に関する業務
- カ その他の維持管理に係る業務

(4) 指定管理期間

令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日

(5) 指定管理費

令和4年度 19,000,000円

(6) 決算額

令和4年度 18,399,050円

(7) 管理施設の概要

① 名 称 栗東市立森林体験交流センター（森遊館）

② 所 在 地 栗東市観音寺537番地1

③ 設置時期 平成11年4月

④施設概要

敷地面積 8,415㎡

⑤建物概要

構 造 鉄筋コンクリート・鉄骨・木造混合建築2階建 宿泊研修施設

延床面積 996㎡

施設内容 宿泊室（4名×4室）、宿泊室兼研修室（5名×6室）、  
ホール（食堂）、浴室、トイレ等

⑥その他附属施設の概要

屋外実習室、きのこ園

## 第8 監査の結果

令和4年度における指定管理に係わる財務その他の事務の執行について監査した結果、当該指定管理者の施設の管理状況等については、概ね適正に行われていると認められた。

コロナ禍という特別な状況のなかで、人員不足という課題を抱えながら経営改善努力は認められるが、収支決算の黒字化に向けてより一層努力をされたい。

今後は、こんぜの里周辺施設のあり方検討を進めている市と協力しながら施設の運用にも取り組み、市内にこういう施設があるということについての広報をさらに努力をされ、他のこんぜの里周辺施設と連携をしながら施設運営を進めていくことを期待する。

以上